

■ **ハーグ制度国際公表の時期**  
**2022年1月1日施行の改正ポイントと利用のコツ**  
**～4月1日施行の実施細則改正ポイントも併せて～**

松村唯子  
世界知的所有権機関  
ハーグ登録部  
アソシエイトリーガルオフィサー

# ウェビナーの目的

- 2022年1月1日施行の国際公表の時期に関する共通規則の改正
  - 旧共通規則との比較
  - 実際の活用方法（国際出願時・国際登録後）
  - 関連情報
- 2022年4月1日施行の実施細則改正ポイント

# 国際公表

- ハーグ協定に基づいて国際出願された意匠が、方式審査を経て国際登録されると、WIPO国際事務局のウェブサイトにおいて国際意匠公報(International Designs Bulletin)にて国際公表される。
  - ウェブサイト：<https://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>
  - 毎週金曜日正午（CET：中央ヨーロッパ標準時）
  
- 国際意匠公報の法的役割
  - 1. 国際登録を含む所定の記録の公表(publication)
  - 2. 国際登録を含む所定の記録の各指定官庁への通知(notification)

# 国際公表

- 出願人から見ると . . .
  - 1. 意匠が公知となる
  - 2. 国際登録された意匠の各国での審査・登録の開始
    - 国際公表の日から一定期間内に各指定国より拒絶の通報がない場合には、遅くともその期間満了の日から、各国指定国の法令に基づく意匠の保護と同一の効果を有する。

 **国際公表のタイミングをコントロールする要請**

# Q 1

- 2022年1月1日以降、標準公表期間（Standard Publication Period＝デフォルトの国際公表期間）が国際登録日から12月となった。
  - 1. 正しい
  - 2. 誤り
  - 3. 分からない

## Q 2

- 2022年1月1日以降、出願時に「国際出願日から3か月後に国際公表」を指定することが可能となった。
  - 1. 正しい
  - 2. 誤り
  - 3. 分からない

## Q 3

- 2022年1月1日以降、出願時に「国際出願日から10か月後に国際公表」を指定することが可能となった。
  - 1. 正しい
  - 2. 誤り
  - 3. 分からない

## Q 4

- 国際意匠出願では、出願時に指定した公表時期の前であれば、名義人は国際公表の早期公表を請求できる。
  - 1. 正しい
  - 2. 誤り
  - 3. 分からない



## Q5

- 2022年1月1日以降、出願時に指定した国際公表期間の延長を請求することができるようになった。
  - 1. 正しい
  - 2. 誤り
  - 3. 分からない

# 国際公表の時期：出願時と出願後の選択肢

## ■ 出願時

	旧共通規則（～2021年12月31日）	新共通規則（2022年1月1日～）
標準公表 (Standard)	国際登録日から6月	国際登録日から12月
即時公表 (Immediate)	○	○
その他	公表の延期 (Deferred)	選択された時点での公表

## ■ 出願後

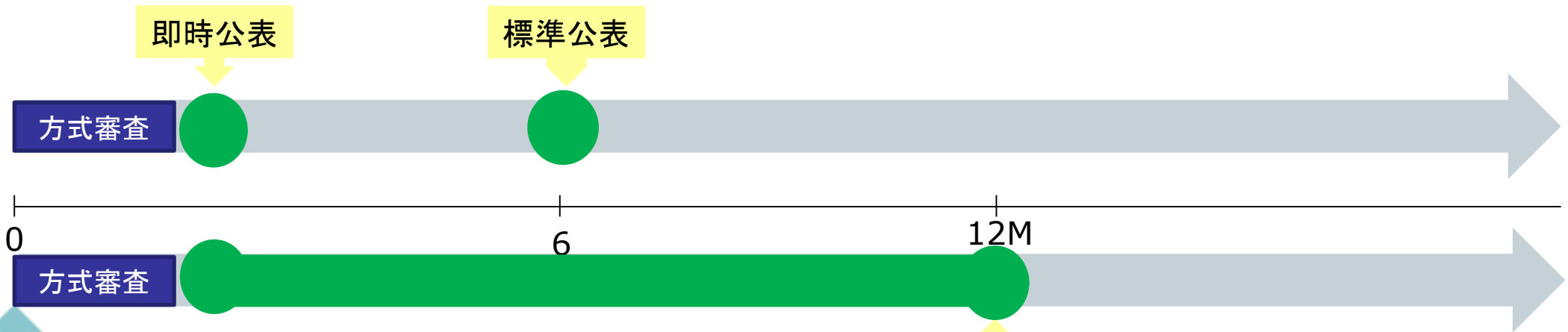
- 早期公表の請求が可能（即時公表を請求した場合を除く）

# 国際公表の時期：2022年1月1日施行共通規則の改正

	旧Rule 17 (～2021年12月31日)	新Rule 17 (2022年1月1日～)
標準公表(Standard Publication)期間	国際登録日から6月	国際登録日から12月
(即時公表を除く) 標準公表期間前の 公表時期の指定	不可	2月～11月で選択可
早期公表請求の要件	—	国際出願で当初指定された 公表期間が満了する前 であればいつでも可

# 例 1 : 指定国に公表延期不可の加盟国を含む場合

## ■ 旧Rule 17 (～2021年12月31日)



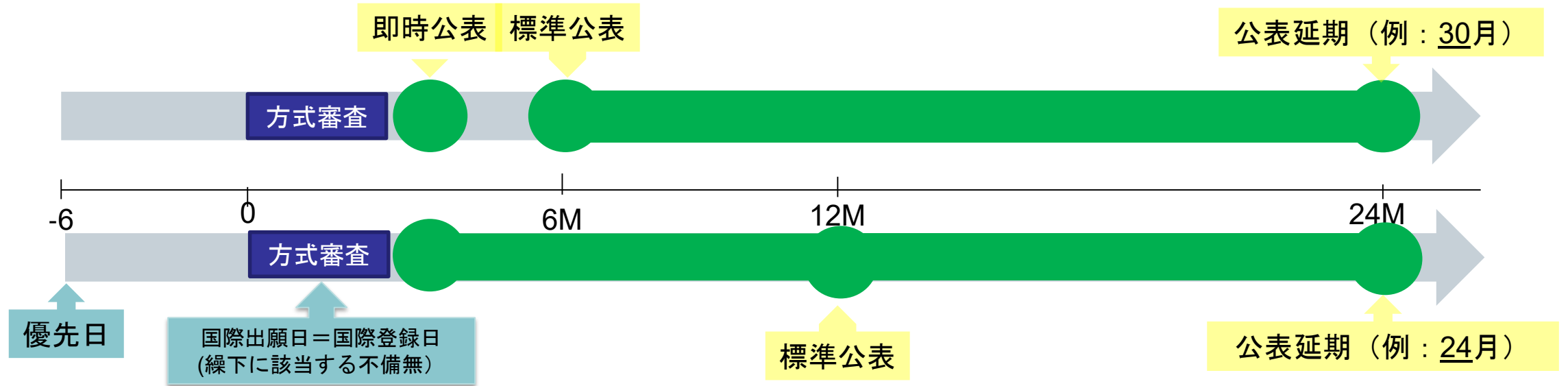
国際出願日=国際登録日  
(繰下に該当する不備無)

## ■ 新Rule 17 (2022年1月1日～)

国際出願で当初指定された公表  
期間が満了する前であれば、早  
期公表請求いつでも可

# 例 2 : 優先権主張と公表延期請求を伴う場合

## ■ 旧Rule 17 (～2021年12月31日)



## ■ 新Rule 17 (2022年1月1日～)

国際出願で当初指定された公表期間が満了する前であれば、早期公表請求いつでも可

# 国際出願時の公表時期指定方法 (DM/1)

①標準公表（即時公表or選択された時点での公表を選択しない場合のデフォルト）：12か月

## 17. Publication of the International Registration (*optional*)

Publication will take place **12 months** after the date of the international registration, unless the applicant selects one of the options below:

- immediate publication** (upon recording of the international registration) ②即時公表
- publication at a chosen time**  months from the filing date. ③選択された時点での公表（出願時から数えた月数で記載）

**Important:** International registrations must be published within **30 months** of the filing date or, where priority is claimed, of the priority date.

- If you designate Belarus, Belize, Benelux, Brunei Darussalam, Cambodia, Croatia, Denmark, Estonia, Finland, Hungary, Iceland, Israel, Mexico, Monaco, Norway, OAPI, Poland, the Russian Federation, Samoa, Slovenia, Suriname, Syrian Arab Republic, Ukraine, United Kingdom, the United States of America, Viet Nam (1999 Act), or **any Contracting Party under the 1960 Act**, the chosen time cannot exceed **12 months**.
- If Singapore is designated, the chosen time cannot exceed **18 months** from the filing date.

# 国際出願時の公表時期指定方法 (DM/1) : 「選択された時点での公表」 (参照 : 旧Item17)

17

## PUBLICATION OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION

Timing of publication (publication will take place, subject to the weekly publication cycle, six months after the date of the international registration, unless the applicant requests one of the options below):

(i) The applicant requests the immediate publication of the international registration



起算点が「優先日」

(ii) The applicant requests a deferment of publication

公表延期 (>6月)



- Period of deferment requested (in months starting from the earliest priority date if priority is claimed): .....

**Important:** The period of deferment of publication cannot exceed 30 months counted from the date of the international application, or if priority is claimed, from the priority date. However:

- if Belarus, Iceland, Mexico, Poland, the Russian Federation, the United States of America or Viet Nam is designated, or if Hungary, Monaco or Ukraine is designated under the 1999 Act, the applicant may NOT request deferment of publication;
- if Denmark, Finland or Norway is designated, the period of deferment cannot exceed 6 months;
- if Israel is designated, the period of deferment cannot exceed 6 months from the filing date;
- if the United Kingdom is designated, the period of deferment cannot exceed 12 months from the filing date;
- if Singapore is designated, the period of deferment cannot exceed 18 months from the filing date;
- if a Contracting Party is designated under the 1960 Act, or if Belize, Benelux, Brunei Darussalam, Cambodia, Croatia, Estonia, OAPI, Samoa, Slovenia, Suriname or the Syrian Arab Republic is designated, the period of deferment cannot exceed 12 months.

複雑

# 国際出願時の公表時期指定方法 (DM/1) : 「選択された時点での公表」

	旧Item17 (～2021年12月31日)	新Item17 (2022年1月1日～)
文言	「公表延期」 (deferment of publication) =標準公表(6月)より長い期間	「選択された時点での公表」 (publication at a chosen time) =標準公表(12月)よりも短い期間も指定可能
期間選択の際の起算点	優先日	国際出願日
国際公表の時期の計算方法	・公表延期を認めない国、認められる公表延期期間が6月・12月・18月・30月で場合分け。	・各加盟国の公表延期に関する宣言自体は変わらないものの、標準公表期間が12月となったことから、簡略化。



# 国際出願時の公表時期指定方法（DM/1）：「選択された時点での公表」

## ■ 1. 標準公表期間（12月）より前

- ☞ 指定国に関わらず、任意の期間（月数）を指定可能（2月～11月）。

## ■ 2. 標準公表期間を超えての公表延期

- ☞ 指定国による。（2022年3月時点）

- 2.1. 原則、優先日から30月を上限に任意の期間（月数）を指定可能。
- 2.2. 次ページの加盟国のいずれかを指定国に含む場合は、標準公表期間を超えての公表延期は不可。
- 2.3. 指定国に2.2.の加盟国を含まないが、シンガポールを含む場合、出願日から18月を上限に任意の期間（月数）を指定可能

# 国際出願時の公表時期指定方法（DM/1）：「選択された時点での公表」

- 以下の場合、標準公表期間を超えての公表延期は不可（2022年3月時点）
  - 1999年改正協定に基づき、以下の加盟国のいずれかを指定した場合  
Belarus, Belize, Benelux, Brunei Darussalam, Cambodia, Croatia, Denmark, Estonia, Finland, Hungary, Iceland, Israel, Jamaica, Mexico, Monaco, Norway, OAPI, Poland, the Russian Federation, Samoa, Slovenia, Suriname, Syrian Arab Republic, Ukraine, United Kingdom, the United States of America, Viet Nam
  - 1960年改正協定に基づき、いずれかの加盟国を指定した場合
- 参考資料
  - Hague Information Notice No.10/2021 (英語)  
[https://www.wipo.int/edocs/hagdocs/en/2021/hague\\_2021\\_10.pdf](https://www.wipo.int/edocs/hagdocs/en/2021/hague_2021_10.pdf)
  - 特許庁：『国際登録の公表の時期（参考訳）』  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/wipo-oshirase/wipo\\_publication\\_202112.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/wipo-oshirase/wipo_publication_202112.html)

# 練習問題①

- Q1: 以下の場合に、国際公表をなるべく遅らせるために、第17欄でどのように記載すればよいか。
  - 優先権主張：なし
  - 指定国：日本（2.1.）、米国（2.2.）、EU（2.1.）
  
- A. 「選択された時点での公表」で30月を指定
- B. 「選択された時点での公表」で24月を指定
- C. 「選択された時点での公表」で18月を指定
- D. 「標準公表」（期間の指定はしない。）

## 練習問題②

- Q2: 以下の場合に、国際公表をなるべく遅らせるために、第17欄でどのように記載すればよいか。
  - 優先権主張：有（6月）
  - 指定国：EU（2.1.）、韓国（2.1.）、カナダ（2.1.）
  
- A. 「選択された時点での公表」で30月を指定
- B. 「選択された時点での公表」で24月を指定
- C. 「選択された時点での公表」で18月を指定
- D. 「標準公表」（期間の指定はしない。）

## 練習問題③

- Q3: 以下の場合に、国際公表をなるべく遅らせるために、第17欄でどのように記載すればよいか。
  - 優先権主張：有（3月）
  - 指定国：EU（2.1.）、韓国（2.1.）、シンガポール（2.3.）
  
- A. 「選択された時点での公表」で27月を指定
- B. 「選択された時点での公表」で18月を指定
- C. 「選択された時点での公表」で15月を指定
- D. 「標準公表」（期間の指定はしない。）

# eHagueオンライン出願：練習問題①

優先権主張：無  
指定国：日本、米国、EU

## PUBLICATION

米国を指定国に含むことから、標準公表期間（12月）を超えて期間指定できない旨の説明

### PUBLICATION OF INTERNATIONAL REGISTRATION [Help](#)

The following Contracting Parties have been designated: *US*. Based on these designations, the chosen time cannot exceed the standard publication of 12 months.

Requested publication

Requested publication \*

- Publication 12 months after the date of international registration
- Publication immediately after the recording of the international registration
- Publication at a chosen time specified in number of months from the filing date:

Requested publication \*

- 2 months.
- 2 months.
- 3 months.
- 4 months.
- 5 months.
- 6 months.
- 7 months.
- 8 months.
- 9 months.
- 10 months.
- 11 months.
- 12 months.

選択可能な月数を自動表示

# eHagueオンライン出願：練習問題②

優先権主張：有（6月）  
指定国：EU、韓国、カナダ

OPTIONAL CONTENT

- 5 months.
- 8 months.
- 7 months.
- 8 months.
- 9 months.
- 10 months.
- 11 months.
- 12 months.
- 13 months.
- 14 months.
- 15 months.
- 16 months.
- 17 months.
- 18 months.
- 19 months.
- 20 months.
- 21 months.
- 22 months.
- 23 months.
- 24 months.

選択可能な月数を自動表示  
(2 months – 24 months)

PRIORITY [OPTIONAL]

THE APPLICANT(S) CLAIM(S) THE PRIK

Warning: If Japan, Mexico, the Republic of Korea; refer to the [Hague Guide for Users, Internatione](#)

Office of earlier filing JP - Japan  
No. of earlier filing 1  
Date of earlier filing 10/08/2021  
DAS code

6月の優先期間

Requested publication \*  
2 months.

Cancel Save

# eHagueオンライン出願：練習問題③

優先権主張：有（3月）  
指定国：EU、韓国、シンガポール

## PUBLICATION OF INTERNATIONAL REGISTRATION [Help](#)

The following Contracting Parties have been designated: **SG**. Based on these designations, the publication at a chosen time cannot exceed 18 months.

シンガポールを指定国に含むことから、選択可能な期間は18月までである旨の警告

- 2 months.
- 3 months.
- 4 months.
- 5 months.
- 6 months.
- 7 months.
- 8 months.
- 9 months.
- 10 months.
- 11 months.
- 12 months.
- 13 months.
- 14 months.
- 15 months.
- 16 months.
- 17 months.
- 18 months.

選択可能な月数を自動表示  
(2 – 18 months)

### PRIORITY [OPTIONAL]

#### THE APPLICANT(S) CLAIM(S) THE PRIORITY OF AN EARLIER FILING IN

Warning: If Japan, Mexico, the Republic of Korea, or the United States is strongly recommended to refer to the [Hague Design System](#).

3月の優先期間

Office of earlier filing JP - Japan

No. of earlier filing 1

Date of earlier filing 11/11/2021

DAS code



# eHagueオンライン出願

## ■ WIPOではスムーズな通信・方式審査のため、eHagueでの出願を推奨

### eHague のメリットは？

- ・ 形式上のミスリアルタイムチェック機能
- ・ クレジットカードによる決済が可能
- ・ 提出された書類の詳細について即時受理される
- ・ 料金の計算が簡単に出来る
- ・ 出願書類作成後、保留、保存が可能
- ・ 国際事務局からの通知を受理可能
- ・ 国際事務局からの不備の通知に対する応答送信可能
- ・ 国際出願の状況をリアルタイムで確認可能
- ・ 同時に複数の複製物をアップロード可能
- ・ 多くの複製物を含む出願の場合、書面による出願よりも手数料を安く抑えることが可能

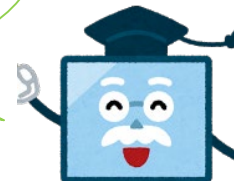
eHagueにつきましては、WIPO日本事務所がユーザーサポートを行っております。

ご質問等ございましたら、お問合せ下さい。

WIPO日本事務所

電話：03-5532-5027

メール：[japan.office@wipo.int](mailto:japan.office@wipo.int)



# 国際登録後の国際公表の時期の調整：早期公表

- 国際出願をするにあたって、国際公表の時期を検討中。展示会の開催が予定されており、現時点では開催が9か月先か10か月先かよく分からない。国際公表は、展示会でデザインの斬新さをアピールするため展示会開催の後にしたいが、早期権利確保の観点から展示会が終わり次第すぐにしてほしい。どうすれば良いか。
- 📌 早期公表（いわゆる“earlier publication”）の利用

# 国際登録後の国際公表の時期の調整：早期公表

- 国際出願で最初に指定された公表期間が満了する前であればいつでも請求可能。
  - 公表の延期の請求の有無は関係なし。
  - 請求は、Contact Hagueを通じて行う。
- 早期公表の請求→（技術的準備の後）直ちに公表される。
  - 「公表期間の新たな指定」ではない。即時公表されてもよい時まで、早期公表の請求はしない。
- 早期公表は請求できるが、最初に指定された公表期間を延期することはできない。

# 公表時期：1月1日施行改正の関連事項①

## 公表手数料の後払い

### ■ DM/1手数料支払欄（～2021年12月31日）

公表の延期を請求し、公表手数料を後日に、但し公表の延期の期間の満了の三週間前までに支払うことを希望する。

#### PAYMENT OF FEES

The applicant has requested a deferment of publication (item 17(ii)) and wishes to pay the publication fees at a later date but not later than three weeks before the period of deferment expires.

### ■ DM/1手数料支払欄（2022年1月1日～）

公表の延期（12月以上）を請求し、公表手数料を後日に支払うことを希望する。

#### PAYMENT OF FEES

The applicant has requested deferred publication (more than 12 months indicated under item 17) and wishes to pay the publication fees at a later date.

# 公表時期：1月1日施行改正の関連事項② 限定又は放棄の記録の請求（4月1日施行）

## ■ 実施細則（Administrative Instructions）第601節

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>「国際登録の公表が延期される場合には、」その国際登録に係る限定又は放棄の記録の請求は、適用される要件に従い、延期の期間の満了の三週間前までに国際事務局により受理されなければならない。</p>	<p>「国際登録の公表が延期される場合（Rule 17(1)(ii)）」に加え、「標準公表（Rule 17(1)(iii)）」も含まれる。</p> <p>→文言の明確化</p>

# その他、4月1日施行の実施細則の改正ポイント

## ■ 第201節（署名要件）

- 手「タイプ」された署名も受け入れられる旨の明確化

■ 例： Signature:

/Hanako ISHOU/

Text string signatures (e.g. /John Doe/) are recommended. Signatures may also be handwritten, printed, stamped or in another electronic form (image, digital or computer generated).

## ■ 第301節（氏名又は名称及びあて先）及び第302節（通信のためのあて先）

- 「表示してもよい項目」からFAX番号、Eメールアドレス、通信のための異なる宛先を削除
- 「通信のための異なるあて先」は、①複数の出願人または新所有者がいる場合、かつ、②代理人の指名がない場合、には（住所ではなく）Eメールアドレスを記載する。

# Thank you very much!

WIPO日本事務所では、ハーグ制度だけでなく、PCT、マドプロなど他のWIPOのサービスに関するご質問を随時受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

また、定期的に制度説明に関する無料セミナーも行っておりますので、ご興味がある方は遠慮なくご連絡下さい。

## WIPO日本事務所

世界でも日本においても知的財産の価値がますます高まっています。ボーダレスな時代において、日本の皆様も海外において自身の知財を守ることが肝要です。

WIPO日本事務所は、発明者や科学者、エンジニア、創作者、芸術家の皆様が一層評価されるよう、知的財産制度の意義や役割を、「伝道師」として、広く国内外に足を運び、積極的に機会を捉え、発信して参ります。

[More...](#)

詳しくはこちら

日本事務所について | 日本事務所の活動 [PDF](#) | 日本事務所ニュースレター | 日本語のWIPO資料 | 日本事務所の活動写真 (Flickrアルバム) | 日本国のプロフィール | 日本の知的財産関連情報



特集

中小企業の応募募集中：WIPOグローバル・アワード

知的財産を活用し国内外に影響を与えるプレーヤーを表彰する新プログラムを始動。日本の中小企業の参加をお待ちしています。

[申し込む](#) [詳細](#)

## WIPO日本事務所

〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関1丁目4番2号

大同生命霞ヶ関ビル3階

電話番号

03-5532-5027 (PCT、ハーグ、PATENTSCOPE関係)

03-5532-5025 (マドプロ関係)

03-5532-5030 (その他)

FAX 03-5532-5031

ホームページ : [wipo.int/japan](http://wipo.int/japan)

WIPO日本事務所のホームページでは、日本語のWIPO資料をご覧いただけます。

## 日本語のWIPO資料

※情報が最新でない可能性もございます。ご了承ください。

### PCT関連資料

- PCTについて [PDF](#)
- PCT出願人の手引
- PCT標準様式
- 共通出願様式・例
- 条約・規則・実施細則
- PCT期間計算システム
- WIPOへの直接出願
- 国際出願と国の安全に関する考慮事項
- よくある質問
- セミナー資料
- ウェビナー
- ディスタンスラーニングコース
- PCTニュースレター

ePCT (PCT電子サービス) 関連

### マドリッド関連資料

- マドリッド協定議定書及び関連規則 (外部サイトヘリンク)
- マドリッド制度に関する宣言一覧 [PDF](#)
- 手数料一覧 [PDF](#)
- 欠陥通報の対象となる商品・役務表示例 [PDF](#)
- 国際登録簿の更正 [PDF](#)
- 代替とは [PDF](#)
- マドリッド制度に関するお知らせ
- ウェビナー
- よくある質問

マドリッドオンラインツール関連資料

### ハーグ関連資料

- 新E-filingチュートリアル (仮訳) [PDF](#)
- よくある質問
- 複製物の作成方法に関するガイダンス [PDF](#)
- ハーグ制度手数料検索ガイド [PDF](#)
- 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (制度ガイド) [PDF](#)
- ハーグ意匠国際登録の更新マニュアル [PDF](#)

### 月刊「発明」- 実務アドバイス

- 所有権の変更の記録の請求 (DM/2)の記載について [PDF](#)
- 不備の通知に対する応答について [PDF](#)

### その他の資料

- WIPO GREENの紹介 (月刊「発明」2020年7月号) [PDF](#)
- 人工知能 (AI) 関連のWIPOの取り組み (月刊「発明」2021年5月号) [PDF](#)
- WIPOの著作権関連業務 (月刊「発明」2021年9月号) [PDF](#)
- WIPOの中小企業支援策と最近の取り組み (月刊「発明」2021年11月号) [PDF](#)

▶ 月報「A.I.P.P.J」世界知的所有権機関 (WIPO) の最近の動き